

令和6年8月19日

南相馬市農業委員会
8月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和6年8月19日(月) 午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	欠
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	欠	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	欠 番	
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	欠
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	欠 番	
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 立野 功

鹿島区 鈴木 清教

原町区 佐藤 光政

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 佐藤 俊文

主 査 林 雄司

副主査 米本 一樹

農地集積課

係 長 但野 典康

主 査 江口 秀則

主 事 増田 知洋

4. 日 程

- | | | |
|--------|----------------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 諸般の報告 | |
| 日程第 3 | 報告第 31 号 | 南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査報告及び意見について |
| 日程第 4 | 報告第 30 号 | 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について |
| 日程第 5 | 議案第 90 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 6 | 議案第 91 号 | 農用地利用集積等促進計画の決定について |
| 日程第 7 | 議案第 92 号 | 農用地利用規程の変更に係る意見について |
| 日程第 8 | 議案第 93 号 | 農用地利用規程の変更に係る意見について |
| 日程第 9 | 議案第 94 号 | 南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について |
| 日程第 10 | 議案第 95 号 | 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 96 号 | 農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第 97 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分） |
| 日程第 13 | 議案第 98 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可分） |
| 日程第 14 | 議案第 99 号 | 現況確認証明申請について |
| 日程第 15 | 議案第 100 号 | 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分） |
| 日程第 16 | 議案第 101 号 | 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分） |
| 日程第 17 | 議案第 102 号 | 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分） |
| 日程第 18 | 議案第 103 号 | 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分） |

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議長 只今より、令和6年8月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、3番委員、11番委員、17番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号5番委員、6番委員、7番委員を指名いたします。

議長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。7月18日、いわき市で開催された「浜通り地方農業委員会協議会総会」に事務局長とともに出席しました。

議事では、令和5年度事業報告及び収支決算や、令和6年度事業計画及び収支予算など議案3件について審議し、いずれも原案のとおり決定したところです。

また、役員改選が行われ、協議会長には広野町の鈴木会長、2名の副会長にいわき市と新地町が新たに選任されました。

新地町は、「相馬地方農業委員会連合会会長」も務めることとなります。

南相馬市の私、今野は「県農業者年金協議会の理事」に選出されました。

以上をもって諸般の報告といたします。

議長 次に、日程第3、報告第31号「南相馬市農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査報告及び意見について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 それでは、報告第31号について説明します。議案書の31ページから38ページになります。令和6年6月及び7月定例総会において継続審議となりました農振除外案件について、申請地の現地確認を行い、説明を受けました。参考として、総会案件の抜粋版を議案書32ページから33ページ、また、農地集積課資料として議案書34ページから37ページに記載してあります。

内容については、7月26日午後2時より、農業委員2名、事務局職員1名、農地集積課職員2名により申請地の現地確認を行いました。

除外に関する要件や周辺の農業振興地域の状況を聞き取るとともに、地域の意見や今後除外申請を受けた際の市の方針について整理したところです。

農業委員会としては、農用地区域からの除外要件をすべて満たすことが確認できたことから、「原案どおり了」とすることといたしました。その他、詳細については議案書のとおりです。以上報告いたします。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

9 番委員 参考までに聞きたいのですが、除外に関する市の方針に合致しない場合でも、県側で申請を通すことはあるのか。

事務局 農振除外手続きの流れについてですが、市で除外申請書を受け取りまして、6つの除外要件により審査を行います。その中で、特に「地域計画の達成に支障を及ぼさないこと」にあるように、地域のなかで此处を除外するのが適当なのかどうか聞き取りまして、特に問題なければ、農業委員会などの関係機関に意見を聞き、県に提出し、県で協議するという流れとなります。

9 番委員 原町市農業委員会の頃に、市で不可となったが、県に書類を提出し可としてもらった事を聞いているが、そういったことがあり得るのか。

事務局 市で不可となった場合、今回6月及び7月定例総会であったように、その案件を除いて県に提出しますので、市で不可となった案件をそのまま県に提出するという事はありません。

議 長 その他、質疑等あれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第30号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第30号についてご説明いたします。議案書2ページから30ページになります。今回172件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、議案第90号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは議案第90号についてご説明いたします。議案書39ページから41ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第90号について説明します。議案書39ページから41ページになります。利用権設定が14件、鹿島区の真野地区ほ場整備地区内における公社契約となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第6、議案第91号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第91号についてご説明いたします。議案書の42ページから43ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第17条の28第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 それでは、議案第91号についてご説明申し上げます。議案書42ページから43ページになります。こちらの利用権設定7件について、原町区の高平中部地

区並びに小高区の片草地区における公社契約となります。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 7、議案第 9 2 号「農用地利用規程の変更に係る意見について」
を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 9 2 号についてご説明いたします。議案書の 4 4 ページから 5 5 ページ
になります。市が農用地利用規程を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法
施行規則第 2 4 条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたもので
ございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご
説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 9 2 号について説明いたします。議案書の 4 4 ページから 5 5 ページに
なります。鹿島区大内・烏崎地区において換地処分後の面積変更に伴う農用地利
用規程の一部を改正することについて審議を求めるものです。変更の内容につい
ては 5 0 ページになります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 9 3 号「農用地利用規程の変更に係る意見について」
を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 9 3 号についてご説明いたします。議案書の 5 6 ページから 6 8 ページ
になります。市が農用地利用規程を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法
施行規則第 2 4 条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたもので

ございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第93号について説明いたします。議案書の56ページから68ページになります。下耳谷地区において担い手の変更に伴い、農用地利用規程の一部を改正することについて審議を求めるものです。変更の内容については67ページになります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第94号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第94号についてご説明いたします。議案書の69ページから74ページになります。市が農業振興地域整備計画を変更するに当たりまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同規則第3条の2第1項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明いたします。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第94号について説明いたします。議案書の69ページから74ページになります。鹿島区の球技場に隣接する土地に、練習場等を整備するものでございます。議案書74ページに青地・白地の農振図面を載せてあります。当該地を含め、周辺は右田海老地区のほ場整備区域ですので、農振青地となります。当該地については非農用地設定を受けており、合意形成が成されております。除外要件については72ページに記載のとおりであり、除外要件を全て満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第95号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第95号についてご説明いたします。議案書の75ページから78ページになります。申請番号1番から9番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第96号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。

なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により5番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第96号についてご説明いたします。議案書の79ページになります。申請番号1番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、補足説明があれば事務局より発言を願います。

〔補足説明なし〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。5番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。次に、日程第12、議案第97号「農地法第4条の規定による許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第97号についてご説明をいたします。議案書の80ページになります。申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。こちらの申請については、農地改良のための一時転用申請となります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、8番委員。

8番委員 議案第97号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページになります。去る8月4日午前11時頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第98号「農地法第4条の規定による許可申請につい

て(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第98号についてご説明いたします、議案書の81ページから82ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第1種農地を資材置場として使用するための一時転用申請となります。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、9番委員。

9番委員 議案第98号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページになります。去る8月7日午後1時30分頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく願います。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、日程第14、議案第99号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第99号についてご説明をいたします。議案書の83ページ、申請番号1番から2番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。申請番号1番の1筆を農地、それ以外の申請地全てを非農地と判定しました。詳細につきましては担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議長 続きまして、申請番号1番及び2番について、現地調査委員の代表である3番委員が欠席のため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員欠席のため、事務局より報告させていただきます。議案第99号、申請番号1番から2番について、現地調査の報告をいたします。去る8月7日午後

1時55分頃より、農業委員1名、推進委員2名、事務局1名の合計4名で現地調査を行いました。

申請番号1番について報告いたします。現地案内図は3ページになります。原町区鶴谷地区の田1筆については、東日本大震災以降、不耕作ではありますが農業機械等が通れる進入路もあり、草刈りをすれば農地として復元できるため、農地と判断しました。また、残り5筆については全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため非農地と判断しました。

次に申請番号2番について報告いたします。現地案内図は4ページになります。こちらについても東日本大震災以降不耕作となった農地であり、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため非農地と判断しました。以上2件について現地調査の報告といたします。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第15、議案第100号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第100号についてご説明いたします。議案書の84ページ、申請番号1番及び2番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

 申請番号1番につきましては、第2種農地に資材置場等を整備するための転用申請となります。

 続きまして、申請番号2番につきましては、用途地域内農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となります。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、9番委員。

9番委員 議案第100号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページになります。去る8月5日午後3時20分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般

基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議 長 次、申請番号2番について、6番委員

6番委員 議案第100号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページになります。去る8月6日午前10時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。申請理由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取りを行いました。現地調査を行った結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次、日程第16、議案第101号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第101号についてご説明いたします。議案書の85ページから86ページ、申請番号1番から7番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。すべての案件について第2種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番から4番について、4番委員。

4番委員 議案第101号、申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページになります。去る8月7日午後1時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

続きまして、申請番号2番から4番について現地調査の報告をいたします。な

お、この3件は譲受人が同一であり土地も隣接していることから、一括して現地調査の報告をさせていただきます。現地案内図は8ページになります。去る8月5日午後1時15分頃より、譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 次、申請番号5番及び6番について、5番委員

5番委員 議案第101号、申請番号5番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る8月5日午前11時頃より譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

続きまして、申請番号6番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る8月5日午前11時30分頃より譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 次、申請番号7番について、6番委員

6番委員 議案第101号、申請番号7番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページになります。去る8月5日午後2時15分頃より譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。申請理由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき、譲受人から聞き取りを行いました。また現地調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第102号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第102号についてご説明いたします。議案書の87ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。資材置場として使用するための一時転用申請であり、転用期間は許可日から令和7年4月30日までとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、5番委員。

5番委員 議案第102号、申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は12ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る8月5日午前10時頃より代理人行政書士立ち合いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第103号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第103号についてご説明いたします。議案書の88ページから89ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号1番から4番につきましては、第2種農地に太陽光パネルを設置し地上権を設定するための転用申請となります。このうち、申請番号3番と4番につきましては同じ進入路を使用するため関連案件としております。

続きまして申請番号5番につきましては、用途地域内農地に店舗を建築するた

めの転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、6番委員。

6番委員 議案第103号、申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は13ページとなります。去る8月8日午後3時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請理由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士に聞き取りを行いました。現地調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 次に、申請番号2番から4番について、3番委員が欠席のため事務局から報告を願います。

事務局 それでは現地調査委員に代わりまして報告させていただきます。議案第103号、申請番号2番から4番まで一括して報告いたします。現地案内図は14ページになります。去る8月8日、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 次に、申請番号5番について、7番委員。

7番委員 議案第103号申請番号5番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は15ページとなります。申請内容は記載のとおりです。去る8月4日午前10時頃より、代理人行政書士及び設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士及び設定人からの聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告2件、及び議案14件、合わせて16件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の8月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でした。

(閉会 午後2時20分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和6年9月18日

議事録署名人(5番・サトウ マサシ)

議事録署名人(6番・ハマナ ヒロユキ)

議事録署名人(7番・シガ ツネオ)
